東ティモール国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年四月二十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百三十五号

東ティモール国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

東ティモール国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十二年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「平成二十四年四月三十日」を「平成二十五年二月二十八日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦

外務大臣　玄葉光一郎

省　令

○経済産業省令第三十六号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月二十日　経済産業大臣　枝野　幸男

指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令の一部を改正する省令

指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（平成十二年通商産業省令第四百一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。

指定化学物質等取扱事業者は、法第十四条第一項又は第二項の規定に基づき提供する指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報（以下「性状取扱情報」という。）に次の事項を含めなければならない。

一　次のア又はイに掲げる場合において、それぞれ当該ア又はイに掲げる事項

ア　当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質である場合　次の(1)及び(2)に掲げる事項

(1)　当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称

(2)　当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の第一種指定化学物質（特定第一種指定化学物質を除く。）、特定第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質又は第二種指定化学物質の別

イ　当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品である場合　次の(1)から(4)までに掲げる事項

(1)　当該製品の名称

(2)　当該製品が含有する第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質（以下「含有指定化学物質」という。）の名称（当該製品の質量に対する当該含有指定化学物質に係る第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の質量（以下「第二種指定化学物質量」という。）の割合が一パーセント以上のもの及び当該製品の質量に対する当該含有指定化学物質に係る特定第一種指定化学物質量の割合が〇・一パーセント以上のものに限る。）

(3)　含有指定化学物質の第一種指定化学物質（特定第一種指定化学物質を除く。）、特定第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の別

(4)　当該製品の質量に対する含有指定化学物質の第一種指定化学物質量、特定第一種指定化学物質量又は第二種指定化学物質量のそれぞれの割合

二　当該指定化学物質等取扱事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先

三　当該指定化学物質等により被害を受けた者に対する応急処置

四　当該指定化学物質等を取り扱う事業所において火災が発生した場合に必要な措置

五　当該指定化学物質等が漏出した際に必要な措置

六　当該指定化学物質等の取扱い上及び保管上の注意

七　当該指定化学物質等を取り扱う事業所において人が当該指定化学物質等に暴露されることの防止に関する措置

八　当該指定化学物質等の物理的化学的性状

九　当該指定化学物質等の安定性及び反応性

十　当該指定化学物質等の有害性

十一　当該指定化学物質等の環境影響

十二　前二号に定める事項の内容の要約

十三　当該指定化学物質等の廃棄上の注意

十四　当該指定化学物質等の輸送上の注意

十五　当該指定化学物質等について適用される法令

十六　前各号に掲げるもののほか、当該指定化学物質等取扱事業者が必要と認める事項

第四条の前の見出し及び同条を削る。

第五条第二項中「(5)」を「(4)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加え、同条を第四条とする。

指定化学物質等取扱事業者は、前条の性状取扱情報について、日本工業規格（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。）Z七二五三に適合する記載（法第十三条第一項又は第二項の規定により磁気ディスクをもって提供する情報にあっては、記録）を行うよう努めるものとする。

第四条の次に次の一条を加える。

（表示）

第五条　指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する場合において、性状取扱情報を提供する際は、その容器又は包装（容器に入れ、かつ包装して、譲渡し、又は提供する時にあっては、その容器）に次に掲げるものについて日本工業規格Z七二五三に適合する表示を行うよう努めるものとする。

一　次のア又はイに掲げる場合において、それぞれ当該ア又はイに掲げる事項

ア　当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質である場合　当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称

イ　当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品である場合　当該製品の名称

二　当該指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性及び環境影響

三　当該指定化学物質等の貯蔵又は取扱い上の注意